

あんしん保証カードサービス会員規約

- この会員規約は、エディオングループのうち株式会社エディオンおよび株式会社サンキュー（以下、これらを総称して「当社」という。）が発行するあんしん保証カード（株式会社エディオンが発行するあんしん保証カードおよび株式会社サンキューが発行するあんしん保証カードのことを指し、以下、これらを総称して便宜的に「あんしん保証カード」という。なお、これらを総称せず区別して呼ぶ場合、「エディオンが発行するあんしん保証カード」および「サンキューが発行するあんしん保証カード」という。）に関し、その内容と適用条件を定めた「あんしん保証カードサービス会員規約」（以下、「本規約」という。）です。
- 当社が発行するカードは、前項のあんしん保証カードの他にカードがあり、それぞれサービス機能およびそれを定める会員規約が異なります。各カードのサービス内容および会員規約については当社ホームページを参照ください。
- 本規約は、原則として、当社が運営する店舗（エディオンネットショップを含む。※）およびエディオンフランチャイズ店舗（以下、店舗の名称にかかわらず「当社販売店」という。）でのあんしん保証カードを提示もしくは使用したお取引に共通に適用されます。ただし、一部の店舗では、あんしん保証カードの全部もしくは一部の機能を利用することができず、または一部異なるサービス（当社付与ポイントとは異なる代替のポイントを付与するなど）を提供する場合がございます。詳しくは、ご利用の当社販売店にお問合せください。なお、
※当社が出店するインターネットショッピングモール（楽天市場、Yahoo!ショッピング、PayPayモール、Amazon等）でのご利用の場合には、本規約の適用はございませんのでご注意ください。

第1条(カードサービス機能)

あんしん保証カードは、当社が発行するカードであり、あんしん保証カードの会員に以下に定めるあんしん修理保証およびポイント特典（以下、併せて「カードサービス」という。）を提供するものです。

第2条(あんしん保証カード会員)

- あんしん保証カード会員は、日本に居住する個人を対象とし、本規約に同意して当社に入会申込を行い、当社が入会を認めた方（以下、「会員」という。）といたします。なお、会員が、あんしん保証カードの各機能をパソコン、携帯電話その他の情報端末（以下、単に「情報端末」という。）を用いて利用することを希望する場合（エディオンネットショップから会員申込を行なった方を含む。）、当社が別に定める規約に同意のうえ利用していただく必要があります。この場合、前条に定めるあんしん保証カードの発行に代えて、デジタル会員証をご利用いただくことで当社販売店にてカードサービスをご利用いただくことが可能となります。
- あんしん保証カードの利用はあんしん保証カードの名義人に限ります。
- エディオンカード会員、IDカード会員またはポイントカード会員（以下、総称して「他のカード」という。）があんしん保証カードへ入会される場合は、他のカードと重複して会員となることは認められず、他のカードから脱会していただく必要があります。この場合、他のカードに付随するカードサービスは失効することがあります。詳細は入会時に当社販売店にてご確認ください
- 会員が当社販売店にて、自己が会員であることを当社に対して明示せずに保証対象商品を購入した場合（エディオンネットショップにて、会員登録を行わなかった場合、ならびに店舗にてデジタル会員証の提示を行わなかった場合を含む。）は、カードサービスが適用されません。

第3条(あんしん修理保証)

1. あんしん修理保証とは、あんしん修理保証の対象商品(以下、「保証対象商品」という。)が故障した場合、本規約に定める保証内容に基づき、会員が当社の費用負担により修理を依頼できるカードサービスです。
2. 前項の費用は修理工賃、修理部品代をいい、必要に応じ出張費を含みます。なお、配送料、取付工事代金、工事作業料金(付帯作業、高所作業、商品脱着費用等)および「特定家庭用機器」または「使用済み小型家電」リサイクル料金(運搬料を含む。)は、これに含まれず、会員の負担となります。
3. 保証対象商品の修理は、メーカー、当社または当社が指定する協力業者が行います。
4. あんしん修理保証は、保証対象商品を一般家庭用に使用し、取扱説明書および本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用をした場合(以下、「正常な使用」という。)に生じた故障が対象となり、次条以降の各条項に規定した内容を満たす必要があります。
5. 本条の定めにかかわらず、当社は、修理部品の入手困難、経済的合理性その他の事由により、保証対象商品を修理することが不可能または著しく困難であると判断した場合には、以下のいずれかの方法によることで保証対象商品の修理に代えることができるものとします。なお、いずれの方法によるかは当社の判断によることとし、各会員は、これにしたがうものとします。いずれの場合も、その時点で保証対象商品および代替商品に対するあんしん修理保証は失効します。
 - ①当該保証対象商品について、過去にあんしん保証を利用していない場合、保証対象商品と同等の機能または性能を有する商品(以下、「代替商品」という。)に交換すること。なお、交換対象となる代替商品については、会員による保証対象商品の購入金額を保証適用限度額とします。そのため、代替商品について、当社販売店における店頭表示価格が保証適用限度額を超える場合、その差額分を会員が負担して代替商品の交換を行うこと、または機能もしくは性能の異なる保証適用限度額以下の同種の商品との交換を行うことのいずれかを会員が選択することができるものとします。交換商品は新品の商品とし、交換後は、メーカー保証のみが適用されます(なお、代替商品のお渡し前に当社により動作確認を行うことがあります)。
 - ②当該保証対象商品について、過去にあんしん修理保証を利用して修理を行った実績がある場合は、購入金額から累積の当該修理費用を控除した額を保証適用限度額とし、これに相当するポイントを付与します。
6. 会員が、同じ型番の商品を同時に複数購入した場合、同一の伝票に合計された購入金額にて表示されることがありますが、あんしん修理保証は、単品ごとに適用されるため、保証適用限度額についても、それぞれ単品での購入金額を基準としてあんしん修理保証が適用されます。
7. 当社が修理を承った場合であっても、メーカーの都合により、修理費用相当額にて保証対象商品を新品の同一型番または他の機種(通常、後継機)と交換がなされる場合があります。この場合、交換後の修理対象商品の型番・製造番号にて再記録し、以降、修理済みの保証対象商品とみなして、あんしん修理保証を継続します(交換日より新たにあんしん修理保証が開始するものではありません。)。ただし、修理費用相当額で交換となった場合は、通常のメーカー保証の適用はありません。なお、この場合、メーカーが独自に指定する期間内において修理保証サービスが適用されることがありますが、これらのメーカー独自の修理保証サービスは、長期修理保証に優先して適用されます。

第4条(保証対象商品と保証適用期間)

1. 保証対象商品は、あんしん保証カードに入会申込の後、会員資格の有効期間内に当社販売店またはエディオンネットショップで購入したメーカー保証が1年以上付き、かつ単価が30,000円(税込)以上の当社が指定する家電製品といたします。ただし、保証対象商品は当社の判断により本規約第37条に従い変更されることがあります。また、購入価格および購入商品により保証適用期間が異なります。購入価格と保証適用期間の相関は以下に表示します。保証対象商品および保証適用期間の詳細は当社販売店にてご確認ください。

(購入価格は商品の単価をいい、税込の価格です。)

購入価格 3 万円以上 5 万円未満 → 3 年保証	購入価格 5 万円以上 → 5 年保証	購入価格 10 万円以上 → 10 年保証
・エアコン ・冷蔵庫		・エアコン ・冷蔵庫
・洗濯機 ・掃除機 ・食器洗い機 ・生ゴミ処理機		
・オーブンレンジ ・炊飯ジャー ・シャワートイレ		
・テレビ ・マッサージチェア ・ブルーレイ/DVD レコーダー ・ミニコンポ ・ビデオカメラ		
・空気清浄機 ・衣類乾燥機 ・冷凍庫 ・シーリングライト		
・FAX ・プリンター ・デジタルカメラ		

2. 当社は、当社販売店にて保証対象商品を購入した会員に対して、購入商品ごとにレシートにて表示するか、別に定める規約にしたがい会員の情報端末にて保証対象商品の一覧を表示させるなどし、当社保証明細として提供いたします。この当社保証明細に明記された家電製品が保証対象商品となります。
3. あんしん修理保証の適用開始時期は、当社で購入された保証対象商品ごとにメーカー保証の期間を含めて購入日、出荷日または配送日を起算日とします。なお、いずれの起算日となるかは、購入した当社販売店の業態、購入方法、配送方法などにより異なります。

第 5 条(保証対象となる購入方法)

保証対象商品の購入方法(エディオンカード、他社クレジットカード、当社が指定する個別信用購入あっせん、デビットカード、電子マネー、現金およびギフトカードなどの金券など)の如何にかかわらず、あんしん修理保証が適用されます。

第 6 条(メーカー保証の優先適用)

保証対象商品の故障時期がメーカー保証期間内の場合は、メーカー保証書に記載されている保証内容に基づきメーカー保証のみが適用されます。そのため、メーカー保証サービスがあんしん修理保証サービスよりもサービス内容において劣る場合(メーカー保証サービスの場合のみ出張費が有償となる場合など)であっても、あんしん修理保証サービスの内容が適用されることはありません。

※ 例) 「3 年保証」→「メーカー保証 1 年」+「あんしん修理保証 2 年」。

第 7 条(保証適用限度額)

会員が購入した個々の保証対象商品に対するあんしん修理保証の単品ごとの保証適用限度額は、当該保証対象商品の購入金額(税別)となります。あんしん修理保証を利用して修理を行った場合は、購入金額から累積の該当修理費用(税別)を控除した額を以後の保証適用限度額とします。保証対象商品に対する累積修理費用(税別)が単品ごとの保証適用限度額を超えた場合、以後の修理費用はすべて会員の負担となります。

第 8 条(あんしん修理保証の分類および保証明細)

1. あんしん修理保証の適用期間内に取扱説明書および本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用で保証対象商品が故障した場合、会員は、修理に要する費用を当社の負担とする修理を本規約に基づき依頼することができます。
2. 保証対象商品は、メーカーの指定または当社規定により出張修理対象商品と持込修理対象商品に分類され、修理の依頼方法、内容がそれぞれ異なります。なお、持込修理対象商品は、別表 1 に例示しています。ただし、別表 1 は 2020 年 04 月 01 日現在のものであり、本規約第 37 条に基づき変更される場合がある旨予めご了承下さい。
3. 当社保証明細は、原則として、すべての当社販売店および当社が別途指定する修理サービス事業所(以下、「当社サービス部門」という。)で通用いたします。なお、当社保証明細を紛失した場合は、会員からの申出により当社販売店にて当社保証明細のかわりに修理保証対象商品一覧を発行するか、別に定める規約にしたがい会員の情報端末にて保証対象商品の一覧を表示させるなどによりご確認ください。

第 9 条(出張修理対象商品の修理依頼の方法)

1. 会員は、次の定めに従い出張修理対象商品の修理を依頼するものとします。
 - ①会員は、出張修理対象商品の修理を依頼する場合、当社販売店または当社サービス部門に連絡するものとします。なお、エディオンネットショップ、エディオンアプリのマイページからも当社へ修理依頼を行うことができます。
 - ②出張修理対象商品の修理の場合は、会員のご登録住居を訪問して出張修理対象商品の修理を行います。ただし、修理の必要上、対象商品を持ち帰って修理を行う場合があります。
 - ③当社が出張修理対象商品を持ち帰った場合、修理が完了した出張修理対象商品は当社または指定する業者が配送いたします。
2. 離島またはそれに準ずる遠隔地へ出張する場合、出張に要する費用(有料道路、フェリー代、駐車場代など)は会員の負担となります。

第 10 条(持込修理対象商品の修理依頼方法)

会員は、次の定めに従い持込修理対象商品の修理を依頼するものとします。

- ①持込修理対象商品の修理を依頼する場合、会員は、当社販売店または当社サービス部門に持込修理対象商品を持ち込むものとします。
- ②持込修理対象商品について、会員が出張修理または当社の引き取りによる修理を依頼する場合、出張および引き取り要する費用は会員の負担となります。
- ③会員は、修理が完了した持込修理対象商品を当社が指定する日(以下、「引取日」という。)までに引き取るものとします。
- ④当社販売店または当社サービス部門がお住まいの地域になく、持込修理対象商品を発送し修理を依頼する場合、発送に要する費用は会員の負担となります。ただし、この場合は、次号の定めにかかわらず、修理が完了した持込修理対象商品の返送に要する費用は当社が負担いたします。
- ⑤修理が完了した持込修理対象商品を会員の要望により配送する場合または引取日までの引取りがない場合に当社が任意に配送する場合、配送、取り付けおよび設置に要する費用は会員の負担となります。
- ⑥会員が、修理が完了した持込修理対象商品の引き取りを拒絶し、催告後一定期間を経過してもなお引取りがなされない場合、当社は、持込修理対象商品を処分いたします。また、この場合、会員は、当該持込修理対象商品の所有権を放棄するとともに、当社に対して保管費用、引渡準備に要した費用および処分費用などを支払うものとします。

第 11 条(デジタル機器の修理)

1. デジタル機器の修理を依頼する場合、会員は、プログラム、データ、記録媒体、純正でない部品、機構および付加物ならびに改造物を事前に機械から消去し、取り外すものとします。
2. 前項のいずれかがデジタル機器に記録・付加された状態で当社または当社の指定修理業者に引き渡された場合には、会員は、これらに対する権利を放棄したものとし、プログラム、データ、ならびにメモリおよびハードディスクその他の記録媒体などの内容が変更され、消去などされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 前項に定める事項について、会員が予め承諾しない場合、当社は、当該デジタル機器についての修理を拒絶することができるものとします。
4. 修理のため交換した旧部品・機械は当社の所有物となります。

第 12 条(あんしん修理保証の対象外となる事項)

以下に該当する場合は、あんしん修理保証の適用期間内でもあんしん修理保証は適用されません。

1. 直接、間接を問わず、次に掲げる事由により保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
 - ①保証対象商品の破損、変形、外圧、異物混入、汚れ、つまり、シリコン付着、不良灯油使用、自然環境による劣化、消耗、摩擦、さび、かび、むれ、腐敗、変質、塗装剥離、コーティング剥がれ、変色またはその他類似する事由に因るもの
 - ②ソフト、周辺機器、アクセサリなど保証対象商品以外の商品の故障またはバッテリー(電池)の交換
 - ③保証対象商品の使用上の誤り、不当な修理や改造に因るもの
 - ④保証対象商品の購入後の移動、輸送、落下に因るもの
 - ⑤火災、地震、水害、落雷、塩害、ガス害、その他の天災、地変、公害、異常電圧またはその他の外部要因によるもの
 - ⑥保証対象商品以外の財物の故障または損傷
 - ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似する事変暴動(群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。)に因るもの
 - ⑧核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同様。)により汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性、その他の有害な特性、これらの特性での事故に因るもの
 - ⑨保証対象商品のメーカーリコールの場合またはメーカーが取り替えを認めた場合
2. 保証対象商品の代替商品に故障または損傷が生じた場合
3. メーカー保証書、当社保証明細または第 8 条第 3 項の修理保証対象商品一覧以外の他の保証書での修理対象となる商品に故障または損傷が生じた場合
4. 一般家庭用以外(例えば、業務用の使用、車輦、船舶への搭載)に使用されたときに、保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
5. 第三者に転売、譲渡、貸与した保証対象商品に故障または損傷が生じた場合
6. 発生した以下の費用

- ①故障修理を伴わない点検料、診断料、出張費、取扱操作説明等の費用
- ②代替商品貸出時の当該代替商品配送料、代替商品の取り付け工事代金、工事作業料金（付帯作業、高所作業・商品脱着費用等）および「特定家庭用機器」または「使用済み小型家電」リサイクル料金（運搬料含む。）等の費用
- ③あんしん修理保証対象修理としてお預かりし、本規約によって保証対象外と判断された場合の修理費用

第 13 条(あんしん修理保証の対象となる住居)

1. 会員が、当社に登録した住居(以下、「登録住居」という。)で保証対象商品を使用した場合に限りあんしん修理保証を適用いたします。登録住居は、住所が同一の一世帯に限定いたします。また、会員ひとり発行されるあんしん保証カードは 1 枚のみとし、住所が異なる住居がある場合も複数枚の発行・所有・ご利用はできません。
2. 会員の転居などにより登録住居を変更する場合は、事前に当社販売店へ連絡して登録住居を変更するものとします。この手続きがなされていない場合は、あんしん修理保証の対象外となります。なお、転居の際、旧住所に残された保証対象商品は保証対象外となります。

第 14 条(あんしん修理保証の対象外となる損害)

1. 保証対象商品の故障に起因して保証対象商品以外の財物が滅失、損傷もしくは汚損したことによる生命、身体および財産に対する損害は、あんしん修理保証の対象外となります。
2. 保証対象商品の故障に起因して保証対象商品またはその他の財物を円滑に使用できないことにより生じた損害は、あんしん修理保証の対象外となります。

第 15 条(あんしん修理保証の対象外となる部品、作業)

メーカー保証書または取扱説明書に記載されている消耗品、摩耗品、定期交換部品、付属品など、あんしん修理保証の対象外となる部品または修理作業があります。これらの部品交換または修理作業に要する費用は、会員の実費負担(修理工賃、修理部品代、出張費を含む。)が必要となります。

あんしん修理保証の対象外となる部品の例は別表 2、修理作業の例は別表 3 にそれぞれ例示しています。ただし、別表 2 および別表 3 は 2020 年 04 月 01 日現在のものであり、本規約第 37 条に基づき変更される場合がある旨予めご了承下さい。

第 16 条(10 年間あんしん修理保証商品)

当社が「10 年間あんしん修理保証対象商品」として販売する商品については、以下で購入日、出荷日または配送日から 10 年間の修理を保証いたします。なお、いずれの起算日となるかは、購入した当社販売店の業態、購入方法、配送方法などにより異なります。

1. 対象となるのは 2012 年 7 月 1 日以降(サンキューが発行するあんしん保証カードは 2015 年 10 月 6 日以降)にお買い上げいただいた対象商品です。対象商品は購入時に店頭で表示いたします。
2. 本条の定めにかかわらず、当社は、修理部品の入手困難、経済的合理性その他の事由により、保証対象商品を修理することが不可能または著しく困難であると判断した場合には、以下の条件で保証いたします。なお、いずれの方法によるかは当社の判断によることとし、会員は、これにしたがうものとします。いずれの場合も、その時点で保証対象商品および代替商品に対する 10 年間あんしん修理保証は失効します。

①当該保証対象商品について、過去にあんしん保証を利用していない場合、保証対象商品と同等の機能または性能を有する商品(以下、「代替商品」という。)に交換すること。なお、交換対象となる代替商品については、会員による保証対象商品の購入金額を保証適用限度額とします。そのため、代替商品について、当社販売店における店頭表示価格が保証適用限度額を超える場合、その差額分を会員が負担して代替商品の交換を行うこと、または機能もしくは性能の異なる保証適用限度額以下の同種の商品との交換を行うことのいずれかを会員が選択することができるものとします。交換商品は新品の商品とし、交換後は、メーカー保証のみが適用されます(なお、代替商品のお渡し前に当社により動作確認を行うことがあります)。

②当該保証対象商品について、過去にあんしん保証を利用して修理を行った実績がある場合は、購入金額から累積の当該修理費用を控除した額を保証適用限度額とし、これに相当するポイントを付与します。

第 17 条(ポイント特典の内容)

1.本規約の定めに基づき会員にポイントが付与される購入などには、次の2つの場合があります。

(1)会員が、当社販売店でポイント付与の対象となる商品(以下、一部サービスなど役務を含め「付与対象商品」という。)を本規約の定めに基づき購入した場合にポイントが付与されます。

①当社が指定する個別信用購入あっせん、デビットカード、当社指定の電子マネー、現金および当社指定のギフトカードや金券などの使用による購入の場合、当社はポイントを付与します(以下、「当社付与ポイント」という)。

②会員が、付与対象商品の代金の一部でもクレジットカードまたは前号で指定した方法以外で購入された場合は、あんしん修理保証は適用されますがポイントは付与されません。

③会員が、エディオンネットショップでポイント付与対象となる商品を購入する場合は予め、エディオンネットショップの会員登録を行い、ログインが必要です。会員であってもこの手続きをおこなわずエディオンネットショップで商品を購入した場合は、ポイントは付与されません。

(2)サンキューが発行するあんしん保証カード会員が、ご来店の上、サンキューが指定する方法で、来店ポイントの付与手続きをされた場合

①サンキューが発行するあんしん保証カード会員は、株式会社サンキューが運営する販売店に販売店の営業時間中にご来店の上、ポイントマシンの利用または当社が指定する手続きを行っていただくと、一日につき1回まで、株式会社サンキューが別途定める来店ポイントを付与します。ただし、本規約の規定にかかわらず、ポイントマシンの不具合やこれに代わる他のキャンペーンの実施などにより来店ポイントが付与されない場合があります。なお、本規約第37条に基づき本号のサービス内容の変更を行う場合がございますので、予めご了承下さい。

2.会員は、当社の指定する商品およびサービスの代金支払いにポイントを充当することができます。

3.付与されたポイントは「1ポイント=1円」相当として換算しますが、商品によっては換算率が異なる場合があります。この場合、当社販売店または当社ホームページに掲載いたします。

4.前項記載の換算率は、本規約第37条に基づき変更される場合があります。

5.前4項の定めにかかわらず、当社は、会員へのポイント付与と併用して当社が提携する他のポイントサービス事業者のポイントプログラムを導入するなど、本規約第37条の手に則り、本規約に定める内容と異なる取扱いを行うことがあります。

第 18 条(当社付与ポイントの対象となる商品)

1. あんしん保証カードに入会申込後、会員が会員資格の有効期間内に当社所定の付与対象商品(当社が指定するおもちゃ・ゲーム関連、新品ゲームソフト等)を購入した場合に付与ポイントが付与されます。ただし、当社販売店にて、付与対象商品が変更もしくは追加などされる場合があります。
2. 当社は、当社付与ポイントにおいて、別途付加的にポイント(以下、「ボーナスポイント」という。)を付与することがあります。

第 19 条(当社付与ポイントの獲得方法)

1. 当社販売店にて会員があんしん保証カードもしくはデジタル会員証を提示し(エディオンネットショップをご利用の場合はエディオンネットショップへの会員登録およびログインを行い)、付与対象商品を購入したときにポイントを付与します。
2. 当社販売店にて付与対象商品を購入の際にあんしん保証カードまたはデジタル会員証を提示できない場合は、当社に登録した会員の情報を申出ることによりポイントが付与されます。この場合、当社所定の本人確認をさせていただきます。当社に登録された情報と合致しない場合はポイントの付与はできません。

第 20 条(当社付与ポイントの付与開始時期)

1. あんしん保証カードへの入会が認められた場合は、あんしん保証カードの入会申込の後に当社で購入した付与対象商品からポイントを付与いたします。なお、エディオンネットショップにて入会申込を行なった場合は、エディオンネットショップの会員として会員情報が更新された後に購入した付与対象商品にポイントを付与いたします。会員情報への更新は、エディオンネットショップのマイページから確認できます。
2. ポイントは、付与対象商品の代金を全額支払いいただいた当日に付与いたします。ただし、ボーナスポイントはのぞきます。

第 21 条(当社付与ポイントの計算方法)

1. 当社付与ポイントは、当社指定の商品代金(ただし消費税を除く。)100 円につき 1 ポイントとして算出いたします。なお、ポイントの算出は 1 商品ごとに行い、購入代金 100 円未満の端数は切り上げるものとします。また、付与ポイントの計算方法は、本規約第 37 条に従い変更する場合があります。
2. 当社付与ポイントにおけるボーナスポイントは、当社が所定する方法、条件により算出いたします。

第 22 条(当社付与ポイントの取り消しおよび返品時の取扱)

1. 当社での購入の取り消しにより代金の全部または一部が返金された場合、この金額に相当する当社付与ポイントも同様に取り消しとなります。
2. 購入された商品を返品された場合、当該付与ポイントは取り消しとなります。
なお、当該付与ポイントが使用され、累計されたポイント残高が取り消したポイントに満たない場合は、当該商品の返金額からその不足分のポイント相当分を差し引かせていただくか現金でお支払いいただきます。
3. 当社は、会員が本規約および当社が定めるその他各規約などを遵守していないと判断した場合、当該会員に対して当社付与ポイントを取り消すことができます。

第 23 条(当社付与ポイントの有効期限)

当年度(当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいいます。)に付与されたポイントの有効期限は、翌年度 3 月 31 日までとし、その翌日である 4 月 1 日付けにて、すべて自動的に失効いたします。

※ 例) 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに付与されたポイントは、2021 年 3 月 31 日まで有効。

第 24 条(当社付与ポイントの累積・減算方法)

当社は、個々の付与ポイント(以下、「個別ポイント」という。)をその都度加算して本人会員に累積された利用可能ポイント(以下、「利用可能ポイント」という。)を算出いたします。また、当社は、会員が使用されたポイントを都度減算し、有効期限ごとのポイント残高(以下、「有効期限ごとポイント」という。)を算出いたします。

第 25 条(当社付与ポイントの会員告知)

1. 当社は、当社販売店への会員からの申出またはエディオンネットショップ、エディオンアプリのマイページでの照会により最新の有効期限ごとポイント、利用可能ポイントを案内いたします。
2. 当社は、会員に対して当社販売店での購入ごとに当社付与ポイントの個別ポイントをレシートに表示して案内いたします。この場合、有効期限ごとポイント、利用可能ポイントもレシートに表示、案内いたします。また、エディオンネットショップでの購入時は注文内容確認画面にて当社付与予定ポイントを案内いたします。

第 26 条(当社付与ポイントの利用方法)

1. 当社付与ポイントは当社での商品購入時のお支払いに充当することでご利用いただけます。
2. 当社付与ポイント利用の際に対象外となる商品があります。ポイント利用対象外の商品(日替わりセールなどの特価商品など)の詳細は、当社販売店で案内いたします。
3. ポイントを現金や金券などに交換することはできません。
4. 会員は、あんしん保証カードを受領後からポイントを利用することができます。
5. 会員がポイントを利用する際は、あんしん保証カードまたはデジタル会員証を提示するとともに、レシートに署名することが必要となる場合があります。あんしん保証カードまたはデジタル会員証の提示がない場合は、利用可能ポイントの保護および管理の都合上、ポイントを利用することはできません。
6. エディオンネットショップでポイントを利用する場合は、エディオンネットショップご利用規約の定めにしたがう必要があります。
7. ポイント利用の際には有効期限の迫っているポイントから利用いたします。
8. お支払いにポイントを利用する場合はポイント利用分にはポイントを付与いたしません。

第 27 条(当社付与ポイント利用対象外となる事項)

1. 当社は、会員がポイントを利用される際に所定の審査を行い、その適用の可否を決定いたします。
2. 審査の結果、当該会員が虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合または本規約その他当社が定める規約を遵守していないと当社が判断した場合、当社は当該会員におけるポイント利用を保留または拒否し、またはポイントの付与を取り消すことができます。なお、当該措置は、当社の会員に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではありません。

第 28 条(ポイントの公租公課)

ポイントに公租公課が課せられる場合、その公租公課は会員の負担となります。

第 29 条(適用限度額)

当社は、付与ポイントの上限、利用可能ポイントの上限、ポイント利用限度額その他を定めることができます。

第 30 条(エディオンの他種カードへの引き継ぎ)

1. あんしん保証カードからエディオンカードまたは ID カードに切替える場合、あんしん保証カードは自動的に脱会となり、当社所定の手続きに従い同日中に新たなカードへ入会する手続きが必要となります。この場合、当該手続き時点のあんしん保証カード会員が保有するあんしん修理保証はそれぞれの保証対象商品ごとに購入時点のあんしん保証カードの条件で新たに入会するカードに引き継がれます。
切替時点の利用可能ポイントは、新たに入会するカードに引き継がれ、ポイントの有効期限が変更されます。
2. エディオンカードまたは ID カードからあんしん保証カードに切替える場合は、エディオンカードまたは ID カードを脱会のうえ、当社所定の手続きに従い同日中にあんしん保証カードに入会する手続きが必要となります。この場合、当該手続き時点でエディオンカードまたは ID カードで保有する全ての長期修理保証サービスは失効します。
切替時点の利用可能ポイントは、新たに入会するあんしん保証カードに引き継がれますが、ポイントの有効期限が 1 年間短縮される場合があります。
3. 他のカードへの切替に伴うポイントの有効期限は、切替後のカードにより異なります。切替手続き時点において当社より提示されたものをもって最終確定といたします。

第 31 条(取り扱い・譲渡の禁止・各種届出)

1. 会員は、当社または当社の委託先がカードサービスに関する一切の事務処理を行うことをあらかじめ承認するものとします。
2. 会員は、理由の如何を問わずカードサービスにおける権利(修理を受ける権利、ポイントなどを含むが、これらにかぎられない。)を他人に譲渡、売買、貸与、担保提供または相続できないことをあらかじめ承認するものとします。
3. あんしん保証カードの紛失・盗難などが判明したときは、当社および警察へ会員本人が直ちに所定の届出を行うものとします。当社は、この届出以降の残存するポイントについては保全いたします。
この届出を受けない限り、会員の利用可能ポイントが不正に利用された場合、当社はその責を負いません。
4. あんしん保証カードは再発行できますが、当社所定の費用を会員にご負担いただきます。
5. 会員の住所・電話番号などの登録事項に変更や誤りがあった場合、会員本人は速やかに届け出るものとします。この届出がない場合、カードサービスが受けられないことがあります。
6. 会員が脱会を希望する場合は、会員本人が速やかに届け出るものとします。
7. 各種届出、手続きは会員本人から届け出るものとします。その際、当社所定の必要な本人確認をすることを会員はあらかじめ承認するものとします。
8. カードサービスの内容、運営により生じる疑義、その他のサービスの運営により生じる疑義は、当社の決するところによります。
なお、カードサービスの内容、適用条件について、当社と会員との間で見解の相違が生じた場合には、中立的な第三者に意見を求めることがあります。
9. 一定期間において会員と連絡を取ることができない場合、会員が本規約の内容に違反していることが判明した場合その他会員の責に帰すべき事由に基づき当社に損害が生じるおそれがあると当社が判断した場合には、当社は、当該会員に対する通知を行うことなく当該会員を脱会させ、カード会員資格を停止または喪失させることができるものとします。

第 32 条(システムトラブル時の対応)

コンピューターまたはオンラインなどに障害が生じた場合、一時的にポイント付与または利用などのカードサービスが利用できない場合があります。この場合、障害から回復した後、カードサービスの対応をいたします。

第 33 条(会員サービスの失効)

1. 会員が脱会した場合、本規約に定めるあんしん修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効いたします。
2. あんしん保証カードに入会できない場合は、あんしん保証カードの入会申込の際に当社で購入した保証対象商品にあんしん修理保証の適用はなく、付与されたポイント(付与予定ポイントを含む。)は失効し、ポイントを利用することもできなくなります。
3. 会員の責に帰すべき事由により会員が当社の会員資格を喪失した場合は、本規約に定めるあんしん修理保証およびポイント特典などの全てのカードサービスは直ちに失効し、累積されたポイントも全て失効します。
4. 会員が、最終購入日から当社販売店で商品を 3 年間購入されていない場合で、かつ、利用可能ポイントおよびあんしん保証対象商品がない場合は、会員資格を喪失し全てのカードサービスは失効します。会員資格を喪失した場合、再度ご利用いただくには当社販売店にて所定の手続きが必要となります。

第 34 条(会員による情報管理)

1. 会員があんしん保証カードの各機能を当社が別に定める規約にしたがい情報端末を用いて利用する場合、会員は自己に関する情報を正確に登録し、変更があれば速やかにその変更内容を登録するものとします。
2. 会員は、前項に定める登録情報(自己のメールアドレス、ID、パスワードその他の情報)を自己の責任において管理するものとし、かかる点においては、事由の如何を問わず、当社に損害賠償請求その他の責任追及を行わないものとします。
3. 会員は、自己の会員情報を用いて、第三者にあんしん保証カードの各機能を利用させてはならないものとします。
4. 会員は、情報端末その他の物(電磁的記録を含みます。)について、自己の登録情報が他者に利用される可能性があるにもかかわらず、その危険を防止することなく第三者に譲渡もしくは貸与した場合、または紛失もしくは盗取などされた場合には、直ちに当社に通知するものとします。

第 35 条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
暴力団・暴力団員・暴力関係団体またはその関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力であること、もしくは関連あること、または反社会的勢力であったこと、もしくは関連があったこと
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行わないこと、および会員の資格を利用して第三者が次に該当する行為を行うことを容認しないことを確約するものとします。
暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関しての脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説の流布・偽計もしくは威力を用いた当社の信用毀損、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為
3. 会員が前 2 項のいずれかに違反し、または本条第 1 項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当社は以下の対応をすることができるものとし、カード会員は異議なくこれを承認します。
 - ①会員資格の喪失
 - ②本規約に基づき当社から会員に対し提供される一切のサービスの停止

第 36 条(サービスの変更、終了、中止など)

1. 当社は、会員に対するカードサービス内容を予告なしにいつでも変更、終了、中止できるものとし、あんしん保証カード会員はこれをあらかじめ承認するものとします。ただし、カードサービスの終了のような会員に不利益な変更が予定されている場

合は、店頭配布物、掲示など、または当社ホームページなどにて事前に相応の期間をもって告知いたします。また、本規約の変更を伴う場合は、次条の定める手続きに従うものとします。

2. 会員は、当社から購入などした商品について、予め当社と合意した期日に受領せず、かつ再度の引渡期日を設定したにもかかわらず受領しない場合には、当社が合理的期間を定めた催告を行ったうえで当該会員に対して通知することにより、当該会員との売買契約その他の取引契約を解除することができるものとします。なお、かかる解除権の行使は、当社が当該会員に対して有する損害賠償請求権の行使を妨げないものとします。
3. カードサービスは、日本国内においてのみ有効とし日本国の法令の下に規制されることがあります。
4. 本規約の定めに関する一切の争訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所として解決することとします。

第 37 条(規約の変更)

1. 当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
 - ①本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - ②本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は前項第2号による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社ホームページ、店頭配布物、掲示などで通知します。

第 38 条(個人情報の取り扱い)

1. 会員は、次に掲げる個人情報について当社が収集・保有することをあらかじめ承認するものとします。保有する個人情報は本規約の定めにしたがい適切に管理するとともに、本規約に記載なき事項は、当社の個人情報保護方針に則り、適切な保護措置を行います。
 - ①会員が入会申込書に記入した会員の属性情報および入会後に変更した属性情報
 - ②家電製品などの購入および修理情報など
 - ③カードサービスの利用情報
2. 会員は、前項で収集・保有した個人情報を次の目的に利用することをあらかじめ同意します。
 - ①配達、工事、修理、訪問点検およびリコールなどのメーカー修理対応
 - ②購入商品に関連するアフターサービスの実施
 - ③新製品情報およびお買得セールなどの案内
 - ④商品の開発や市場調査業務
 - ⑤ポイント特典に付帯するサービスの提供
3. 会員は、前項記載の目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて、当社が保有する個人情報を次の者と共同利用することにあらかじめ同意します。当社は、提供先にも当社と同水準の個人情報の安全管理措置を求めます。
 - ①当社ホームページに記載されている当社の連結対象会社および持分法適用会社
 - ②本規約に基づくカードサービスに携わる会社
4. 会員が自身の個人情報の照会、更新または利用停止などの問い合わせをする場合は、最寄の当社販売店の店長を問い合わせ先といたします。

※ [個人情報保護方針] <https://www.edion.co.jp/privacy/>

第 39 条(問合せ窓口)

購入商品、カードサービス(あんしん修理保証およびポイントに関するもの)および本規約に規定された内容に関する問合せ窓口は、当社販売店とします。住所および電話番号は当社ホームページに記載しています。 <https://www.edion.co.jp/>

以上

2020年04月01日現在

持込修理対象商品の例

(別表1)第8条第2項関係

15インチ以下の液晶テレビ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVD、ポータブルBD、プリンター、ハンディークリーナー、クリーナー、空気清浄機(除湿付きを除く)、炊飯ジャー
上記と同様の軽重量商品

保証対象外となる部品の例

(別表2)第15条 関係

テレビ	ハードディスク、液晶パネル 有機EL パネル(焼き付き、ドット抜け)、設置用備品(壁掛け器具、スタンド等)
洗濯機	糸くずフィルター、ゴミ取りネット、外部給水・排水ホース(外付け)、洗剤入れ、お湯取りホース、ヘルツ交換に関わる部品
クリーナー	床ブラシ、ターボブラシ、紙パック、充電電池、前輪、後輪、延長管(破損・変形)、ジャバラホース(破損・破れ・変形)、ブラシ類
エアコン	フィルター類、ドレンホース、冷媒ガス、工事部材、追加部品(エアーカットバルブ、水抜きユニット等)
電子レンジ	付属の皿類、トビラ(破損)、取手、つまみ、ターンテーブル、窓ウンモ板
炊飯ジャー	内釜、電池、しゃもじ、外フタ、ハンドル
冷蔵庫	給水タンク、棚類、ケース、製氷皿、仕切り板、BOX 類、浄水フィルター
デジカメ	レンズキャップ、ストロボランプ、レンズフィルター
テレビ・DVD・BD	ハードディスク
プリンター	インクカートリッジ、給紙トレイ、排紙トレイ、トナー、トナーカートリッジ、メンテナンスボックス、CDトレイ、インク付着による汚損部品

商品全般	<p>外装部品、カバー類、付属品パッキン類、各種電池、充電機、バッテリー（内蔵含む）、インク類（トナー含む）、イオン発生ユニット（別売品）、ランプ類、ストラップ、タンク、容器、各種フィルター類、記録媒体、アンテナ工事部材、各種刃類、ベルト類、ネジ類、セード、管球類、コード・ケーブル類、ハードディスク、リモコン、3Dメガネ</p> <p>メーカー説明書にある消耗付属品類、定期交換部品、その他、上記に類する部品は保証対象外となります。</p>
------	---

保証対象外となる作業の例

（別表3）第15条 関係

デジタル機器	ソフトウェアの追加・削除、ハードウェアの増設・取り外し・接続、バックアップ内蔵電池の交換、ソフトウェアのバージョンアップ
プリンター	ホコリ除去、インク付着除去、目詰まり除去、異物混入除去、ヘッドクリーニング、オーバーホール
テレビ・DVD・BD	ソフトウェアのバージョンアップ、リンク設定、ソフトリセット、システム調整、チャンネルプリセット、機器接続、異物除去、クリーニング、オーバーホール
冷蔵庫	解氷作業、脚調整
エアコン	ガスチャージ、クリーニング、ドレン詰まり、工事作業（付帯作業、高所作業・商品脱着等）、フィルター清掃
洗濯機	異物混入除去、フィルター詰まり、排水口詰まり、給水弁詰まり、排水コック詰まり、乾燥フィルター清掃
デジカメ	レンズホコリ除去
商品全般	<p>昆虫・小動物混入の除去作業、小動物が与えた外損、凍結が原因の除去作業、ホコリ・異物除去作業、取扱ミスによる修復作業、加電圧による修復作業、誘導雷サージ、バージョンアップ作業、取扱説明のみの訪問および作業</p> <p>その他、上記と同様な作業は、保証対象外になります。</p> <p>保証対象商品の故障が原因によるソフト、メディア等の修復・復元作業も保証対象外になります。</p> <p>本規約第12条（あんしん修理保証の対象外となる事項）に該当するもの</p>

※あんしん保証カードは一部店舗でお取り扱いのない店舗がございます。